

八事斎場再整備事業
共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、八事斎場再整備事業（以下「本事業」という。）の統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務及び工事監理業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり結成される共同企業体の取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、共同企業体とは、八事斎場再整備事業共同企業体協定書による共同企業体をいう。

2 本業務の業務区分は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 統括管理業務

(ア) 統括マネジメント業務

(2) 設計業務

(ア) 事前調査及びその関連業務

(イ) 設計業務（基本設計・実施設計）

(ウ) 各種関係機関との調整業務

(エ) セルフモニタリング業務

(オ) 既存獣し棟の稼働継続にあたっての検討業務

(カ) その他設計業務において必要な業務

(3) 建設業務

(ア) 建設工事着手前業務

(イ) 建設業務及びその関連業務

(ウ) 完工後業務

(エ) 什器・備品等設置業務

(オ) 施設の引渡し業務

(カ) 各種関係機関との調整業務

(キ) セルフモニタリング業務

(ク) その他建設業務において必要な業務

(4) 既存施設の解体・撤去等業務

(ア) 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務

(イ) 解体・撤去に係る設計業務

(ウ) 解体・撤去に係る工事着手前業務

(エ) 解体・撤去工事業務及びその関連業務

(オ) 完工後業務

(カ) 各種関係機関との調整業務

(キ) セルフモニタリング業務

(ク) その他解体・撤去等業務において必要な業務

(5) 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務

(ア) 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務

(イ) 仮設管理事務所設計業務

(ウ) 仮設管理事務所設置着手前業務

(エ) 仮設管理事務所設置・撤去業務

(オ) 完工後業務

(カ) 備品設置業務

(キ) 各種関係機関との調整業務

(ク) セルフモニタリング業務

(ケ) その他仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務

(6) 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 工事監理状況の報告業務
- (ウ) 各種関係機関との調整への協力業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) その他工事監理業務において必要な業務

3 全体設計業務とは「設計業務」、「既存施設の解体・撤去等業務の内、設計に係る業務」及び「獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務の内、設計に係る業務」を指す。

4 施工業務とは「建設業務」、「既存施設の解体・撤去等業務の内、施工に係る業務」及び「獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務の内、施工に係る業務」を指す。

5 担当幹事企業とは各業務の参加資格要件をすべて満足する代表となる企業をいう。

(方式)

第3条 共同企業体の方式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分担実施方式 全体設計業務、工事監理業務又は施工業務の各業務について、それぞれ、共同企業体の一つの構成員により分担実施する方式。
- (2) 分担共同実施方式 全体設計業務、工事監理業務又は施工業務の各業務について、それぞれ、共同企業体の複数の構成員が共同実施（工事監理業務及び施工業務の共同実施を除く。以下「分担業務共同実施」という。）し、又は共同企業体の複数の構成員が業務を分割実施（以下「分担業務分割実施」という。）することにより業務を実施する方式。

(結成の制限)

第4条 共同企業体の構成員は、本事業において2以上の共同企業体の構成員になることができない。

第2章 共同企業体

(構成)

第5条 同一業種における構成員は3者までとする。ただし、継続的な協議体制が確保され、円滑な共同施行に支障がないと認められるときは5者までとする。

(結成)

第6条 共同企業体の結成は、必須とする。

(構成員の出資の割合)

第7条 分担共同実施方式の場合、各業務における担当幹事企業の出資の割合は、各業務を行う他の構成員の出資の割合を下回ってはならないものとする。

(構成員の資格)

第8条 構成員の資格要件は、市が定めるものとする。

(入札参加資格審査申請)

第9条 共同企業体は、参加表明書に第1号様式又は第2号様式による協定書その他必要書類を添付して、市に提出しなければならない。

(存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、入札の結果本事業を落札した共同企業体にあつては、本事業が完了し、共同企業体の精算が終了するまでとし、落札者以外の共同企業体にあつては、本事業の設計・工事請負契約が締結された日までとする。

第3章 適正な施工の確保等

(適正な設計・工事監理・施工の実施)

第11条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調のもとに、この要領及び協定書の定めるところにより、本業務を共同の責任で、円滑で適切に設計・工事監理・施工を実施するものとする。

(設計・工事監理・施工体制等の調査等)

第12条 市は、共同企業体による本業務の円滑かつ適正な設計・工事監理・施工を確保するため、通常の監督業務に加えて、設計・工事監理・施工体制及び運営状況について調査し、必要な指導監督を行うものとする。

(構成員の脱退等に関する措置)

第13条 共同企業体の構成員いずれかが本業務の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本業務を完成させるものとする。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工が困難と認められるときは、設計・工事請負契約を解除するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第14条 共同企業体は、その解散後においても、本業務の契約不適合について共同連帯してその責に任ずるものとする。

(特別の解除事由)

第15条 市は、構成員間の紛争その他の事由により、共同企業体が設計・工事請負契約を履行しないとき、又は当該契約期間内に履行する見込みがないと認めるときは、催告をしないで契約を解除するものとする。

(保証金)

第16条 共同企業体の構成員のうちに、入札保証金又は契約保証金の免除対象者がある場合は、当該共同企業体の入札保証金又は契約保証金の納付を免除することができる。

附 則

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

第1号様式

八事斎場再整備事業 共同企業体協定書（分担実施方式）

（目的）

第1条 当共同企業体は、名古屋市発注に係る八事斎場再整備事業の統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務及び工事監理業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、八事斎場共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、本業務に係る設計・工事請負契約（以下、単に「設計・工事請負契約」という。）に定める業務の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 設計・工事請負契約を締結することができなかつたときは、当企業体は、第1項の規定にかかわらず解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表企業）

第6条 当企業体は、_____を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第7条 代表企業は、本業務の実施に関し、当企業体を代表し、その権限を行うことを名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

- (1) 発注者および監督官庁等と折衝すること。
- (2) 見積及び入札に関すること。
- (3) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関すること。
- (4) 各種保証金又は保証物の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。
- (5) 当企業体に属する財産の管理に関すること。

（業務分担及び出資の割合）

第8条 各構成員の業務分担及び出資の割合は次のとおりとする。

全体設計業務

商号又は名称 %

工事監理業務
商号又は名称 %

施工業務
商号又は名称 %

2 分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに全体設計業務、工事監理業務及び施工業務の基本に関する事項、工程管理、資金管理方法、下請企業の決定、業務完了後の契約不適合の分担その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

2 当企業体は、運営委員会について規定を定めるものとする。

3 前項の規定は、次の事項について定めるものとする。

- (1) 当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項
- (2) 議事録の作成及び配布に関する事項
- (3) 事務局に関する事項
- (4) 紛争処理に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、各分担業務に係る設計・工事請負契約の履行及び下請契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の配分を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務実施中に発生した業務内の共通の経費等については、出資の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが本業務の実施途中において破産又は解散した場合においては、速やかに発注者にその旨を伝え、残存する構成員が共同連帯して本業務を完了する。ただし、

残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工が困難と認められるときは、速やかに発注者にその旨を伝え、本業務の実施について協議するものとする。

(代表企業の変更)

第18条 代表企業が脱退し若しくは除名された場合又は代表企業としての責務を果たせなくなった場合においては、第6条の代表企業に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表企業とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、本業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり八事斎場共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通を発注者に提出し、各自所持するものとする。

令和●年●月●日

商号又は名称
代 表 者 名

商号又は名称
代 表 者 名

商号又は名称
代 表 者 名

第2号様式

八事斎場再整備事業 共同企業体協定書（分担共同実施方式）

（目的）

第1条 当共同企業体は、名古屋市発注に係る八事斎場再整備事業の統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、猊し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務及び工事監理業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、八事斎場共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、本業務に係る設計・工事請負契約（以下、単に「設計・工事請負契約」という。）に定める業務の履行後、3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 設計・工事請負契約を締結することができなかつたときは、当企業体は、第1項の規定にかかわらずに解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称

所 在 地
商号又は名称

所 在 地
商号又は名称

（代表企業）

第6条 当企業体は、_____を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第7条 代表企業は、本業務の実施に関し、当企業体を代表し、その権限を行うことを名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

- (1) 発注者および監督官庁等と折衝すること。
- (2) 見積及び入札に関すること。
- (3) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関すること。
- (4) 各種保証金又は保証物の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。
- (5) 当企業体に属する財産の管理に関すること。

（実施方法）

第8条 当企業体は、_____については一の企業により実施し、_____については複数の構成員により分担業務を共同実施し、_____については複数の構成員により分担業務を分割実施するものとする。

（業務分担及び出資の割合）

第9条 各構成員の業務分担及び出資の割合は次のとおりとする。

全体設計業務	
商号又は名称	%
商号又は名称	%
工事監理業務	
商号又は名称	%
商号又は名称	%
施工業務	
商号又は名称	%
商号又は名称	%

- 2 分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

(共同実施する業務における構成員の出資の割合等)

第 10 条 共同実施することとした_____における各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

商号又は名称	%
商号又は名称	%

- 2 金銭以外のもの（機器器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの）による出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。
- 3 分担業務共同実施により業務を実施する場合、当該共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(運営委員会)

第 11 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに全体設計業務、工事監理業務及び施工業務の基本に関する事項、工程管理、資金管理方法、下請企業の決定、業務完了後の契約不適合責任の分担その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

- 2 当企業体は、運営委員会について規定を定めるものとする。
- 3 前項の規定は、次の事項について定めるものとする。

- (1) 当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項
- (2) 議事録の作成及び配布に関する事項
- (3) 事務局に関する事項
- (4) 紛争処理に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成員の責任)

第12条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、各分担業務に係る設計・工事請負契約の履行及び下請契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(全体設計業務における担当幹事企業)

第13条 全体設計業務を分担業務共同実施又は分担業務分割実施により実施する場合、_____を全体設計幹事企業とする。

- 2 全体設計幹事企業は、全体設計業務を実施する企業を代表して、運営委員会での進捗報告及び代表企業その他関係者との協議、調整を行い、当企業体の円滑な運営に努めるものとする。

(工事監理業務における担当幹事企業)

第14条 工事監理業務を分担業務共同実施又は分担業務分割実施により実施する場合_____を工事監理幹事企業とする。

- 2 工事監理幹事企業は、工事監理業務を実施する企業を代表して、運営委員会での進捗報告及び代表企業その他関係者との協議、調整を行い、当企業体の円滑な運営に努めるものとする。

(施工業務における担当幹事企業)

第15条 施工業務を分担業務共同実施又は分担業務分割実施により実施する場合、_____を施工幹事企業とする。

2 施工幹事企業は、施工業務を実施する企業を代表して、運営委員会での進捗報告及び代表企業その他関係者との協議、調整を行い、当企業体の円滑な運営に努めるものとする。

(取引金融機関)

第16条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(全体共通費用の分担)

第17条 本業務実施中に発生した業務内の共通の経費等については、全体設計業務、工事監理業務及び施工業務について業務ごとの価額の割合並びに分担業務額の割合により、毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第18条 構成員は、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の配分を受けるものとする。

(分割実施する業務等における共通費用の分配)

第19条 分割実施することとした_____の実施中に発生した本業務内の共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第20条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第12条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第21条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(共同実施する業務等における利益金の配当の割合)

第22条 共同実施することとした_____において、決算の結果利益を生じた場合には、第10条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(共同実施する業務等における欠損金の負担の割合)

第23条 共同実施することとした_____において、決算の結果欠損金を生じた場合には、第10条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第24条 構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち本業務の実施途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が共同連帯して本業務を完了する。

3 _____を共同実施する構成員のうち、第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存する構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存する構成員が有している出資の割合により分割し、これを第10条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第25条 構成員のうちいずれかが本業務の実施途中において破産又は解散した場合においては、速やかに発注者にその旨を伝え、前条第2項から第5項までを準用するものとする。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工が困難と認められるときは、速やかに発注者にその旨を伝え、本業務の実施について協議するものとする。

(代表企業の変更)

第26条 代表企業が脱退し若しくは除名された場合又は代表企業としての責務を果たせなくなった場合においては、第6条の代表企業に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表企業とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第2条 当企業体が解散した後においても、本業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第28条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり八事斎場共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通を発注者に提出し、各自所持するものとする。

令和●年●月●日

商号又は名称
代 表 者 名

商号又は名称
代 表 者 名

商号又は名称
代 表 者 名